

「中野区国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)」等の策定について

国民健康保険に加入している被保険者の健康の維持・向上と医療費適正化に向けて、第二期中野区国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)及び第四期特定健康診査等実施計画を策定する。

1 策定の趣旨

区では、平成30年3月に中野区国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)及び第三期特定健康診査等実施計画を策定(計画期間は平成30年度から令和5年度まで)し、平成30年度からこの計画に沿って保健事業を実施している。令和5年度はこれらの計画の最終年度であることから、次期計画の策定を行う。

(1) 国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)

国民健康保険保健事業は、国民健康保険法第82条により実施することが定められている。また、平成26年3月には「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」の改正がされ、区市町村は保健事業の実施計画(データヘルス計画)の策定、実施及び評価を行うよう努めることとされている。

(2) 特定健康診査等実施計画

特定健康診査等実施計画については、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、保険者の義務として特定健康診査等の実施に関する計画を定めるものとされている。

2 計画期間

令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間

3 計画策定のスケジュール(予定)

令和5年	6月～	レセプト等のデータの分析開始
	7月～	分析結果を踏まえた現行の保健事業全体の見直し
	10月下旬	計画素案作成
	11月	意見交換会の実施
令和6年	1月	計画案作成
	2月	パブリック・コメント手続
	3月	計画策定